

議案第28号

勝山市火災予防条例の一部改正について

勝山市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年9月10日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

不正競争防止法の一部を改正する法律及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことにより条例を整備するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市火災予防条例の一部を改正する条例

勝山市火災予防条例(昭和 48 年勝山市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>目次</p> <p>第 1 章 総則(第 1 条)</p> <p>第 2 章 削除</p> <p>第 3 章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>第 1 節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準(第 3 条―第 19 条の 3)</p> <p>第 2 節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準(第 20 条―第 24 条の 2)</p> <p>第 3 節 火の使用に関する制限等(第 25 条―第 32 条)</p> <p>第 4 節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限(第 33 条)</p> <p>第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第 33 条の 2―第 33 条の 7)</p> <p>第 4 章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</p> <p>第 1 節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(第 34 条―第 37 条)</p> | <p>目次</p> <p>第 1 章 総則(第 1 条)</p> <p>第 2 章 削除</p> <p>第 3 章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>第 1 節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準(第 3 条―第 19 条の 3)</p> <p>第 2 節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準(第 20 条―第 24 条の 2)</p> <p>第 3 節 火の使用に関する制限等(第 25 条―第 32 条)</p> <p>第 4 節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限(第 33 条)</p> <p>第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第 33 条の 2―第 33 条の 7)</p> <p>第 4 章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</p> <p>第 1 節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(第 34 条―第 37 条)</p> |

第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(第38条-第39条の2)

第3節 基準の特例(第39条の3)

第5章 消防用設備等の技術上の基準の付加(第40条-第50条)

第6章 避難管理(第51条-第59条)

第6章の2 屋外催しに係る防火管理(第59条の2・第59条の3)

第7章 雑則(第60条-第69条)

第8章 罰則(第70条・第71条)

附則

第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等

第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準

(避雷設備)

第18条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本工業規格に適合するものとしなければならない。

2 (略)

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等  
(設置の免除)

第33条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備(以下この章において「住警器等」という。)を設置しないことができる。

(1) 第33条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度が75度以下で**作動時間が60秒以内**の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限

第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(第38条-第39条の2)

第3節 基準の特例(第39条の3)

第5章 消防用設備等の技術上の基準の付加(第40条-第50条)

第6章 避難管理(第51条-第59条)

第6章の2 屋外催しに係る防火管理(第59条の2・第59条の3)

第7章 雑則(第60条-第69条)

第8章 罰則(第70条・第71条)

附則

第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等

第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準

(避雷設備)

第18条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。)に適合するものとしなければならない。

2 (略)

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等  
(設置の免除)

第33条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備(以下この章において「住警器等」という。)を設置しないことができる。

(1) 第33条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度が75度以下で**種別が1種**の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第1

る。)を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(2)～(5) (略)

(新設)

(6) (略)

2条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(2)～(5) (略)

(6) 第33条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成20年総務省令第156号)第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(7) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。